

「令和7年度広島県消費者啓発動画制作及びWeb 広告等業務」提案書評価基準

項 目	評 価 の ポ イ ン ト	配点	係数	評価点
業務の理解度 (15)	○事業の目的、趣旨を十分に理解した上で、取組方針及びコンセプトが示されているか。	5	2	10
	○上位目標にも寄与するよう取組内容を工夫しているか。	5	1	5
動画及びクリエイティブ制作内容 (40)	○動画内容案は、県の指定した人物を起用し、若者に訴求するものになっているか。	5	2	10
	○動画をみて、ユーザーの行動を促進させる工夫があるか。 (ユーザーの行動の例)。 ・トラブルについて知り、未然に被害を防ぐ。 ・トラブルに遭ったときは早期に相談する。	5	4	20
	○クリエイティブは、啓発サイトへの誘導に効果的なものになっているか。	5	2	10
SNS広告 (20)	○各 SNS 広告のボリューム(頻度・表示回数等)は各配信の目的を実現する上で適当か。	5	1	5
	○各提案により、広告等の実施により想定される目標値の達成シミュレーションがされているか。	5	1	5
	○広告の誘導先(LP)の提案が、消費者トラブルへの理解を深めるような内容となっているか。	5	2	10
業務の実施体制 (10)	○本業務を実施するのに十分な体制となっているか。	5	1	5
	○実施スケジュールは妥当か。	5	1	5
業務実績 (10)	○同種業務の経験や知見が豊富であり、本業務を確実かつ効果的に遂行する十分な実績を有しているか。	5	1	5
	○本業務の動画制作に携わる制作会社が過去に制作した動画のサンプルのクオリティは十分であるか。	5	1	5
見積額(5)	○見積もりの経費内訳が明確であり、妥当性があるか。	5	1	5
				100

※ 全委員の評価点の合計点数が満点の6割に満たない提案事業者は失格とする。

指標	非常に評価できる	評価できる	標準	やや不十分	不十分
点数	5	4	3	2	1